

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

特別養護老人ホーム 桜原苑

1. 処遇改善加算に関する加算の算定状況について

- (1) 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得
※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得

2. 処遇改善に関する具体的な取組内容

- (1) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価・研修の実施・研修の機会の確保
 - ①人事考課シート（上司コメント・自己評価・一次評価・二次評価・最終評価）作成時に目標面接（年2回）を実施する。
 - ②業務管理シートを（年1回）作成する中で、能力開発上の取り組み課題などを共有し、個別指導育成計画や外部研修に反映する。
- (2) 資格取得のための支援の実施
 - ①介護福祉士国家試験対策として、施設内で資格取得のための研修会を実施
 - ②介護福祉士の資格を取得した介護職員には資格手当として月15,000円を支給

3. 職場環境等要因について

- (1) 資質の向上
 - ①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員（役職者）に対するマネジメント研修
 - ②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- (2) 労働環境・処遇の改善
 - ①新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入と定期面接の実施
 - ②ユニット内ミーティングやユニット会議等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- (3) その他
 - ①介護サービス情報公表制度の活用や第三者評価受審等による経営・人材育成理念の見える化
 - ②障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
 - ③地域住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
 - ④非正規職員から正規職員への転換

4. 介護職員等特定処遇改善加算の賃金改善の範囲

- (1) 支給対象の範囲
 - ①経験・技能のある介護職員（a 介護福祉士 b 勤務経験10年※他施設介護経験含む）
 - ②他の介護職員
 - ③その他の職種
- (2) 配分方法
経験・技能のある介護職員 その他の介護職員 その他の職種
4 : 2 : 1